

宣言書

東京ボード工業株式会社 殿

当社が排出する森林樹木産品または森林外樹木産品は、下記の PEFC ST 2002:2020 3.7 に定義された「問題がある出処」に由来しないことを宣言します。なお、宣言に疑義が生じた場合、第三者又は第三者の検査を受けます。また、川上に供給者がいる場合、当社は川上の供給者に第三者又は第三者の検査を受けるよう取り計らいます。

記

- a) 森林管理の慣行、自然および環境の保護、保護種および危惧種、財産、先住民や地域社会またはその他影響を受けるステークホルダーの土地保有権および使用权、保健、労働および安全の問題、反腐敗および使用料や税金の支払いなど、これらを含む森林管理に関して当てはまる地域法、国法または国際法を順守していない
- b) 様々な木材および非木材製品とサービスを生み出す森林の生産力が持続可能なベースで維持されていない、または、収穫のレベルが長期的に持続することができる比率を超えている
- c) ランドスケープ、エコシステム、種、または、遺伝子のレベルの成長における生物多様性を維持、保全または増大に貢献しない
- d) 生態学的に重要な森林区域を確認、保護、保全していない、または軽視している
- e) 下記の正当な状況下で森林転換を行っていない
 - I. 土地使用および森林管理に関して当てはまる国および地域の政策および法律を順守している
 - II. 生態学的に重要な森林区域、文化的および社会的に重要な区域、またはその他の保護下にある区域に対して悪影響を及ぼさない
 - III. 炭素貯蔵が非常に高度である区域を破壊しない
 - IV. 長期的な保全、経済、および/または社会的な恩恵に貢献をする
- f) 労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言(1998)の精神にそぐわない
- g) 先住民族の権利に関する国際連合宣言(2007 年)の精神にそぐわない
- h) 紛争木材
- i) 遺伝子操作樹木

以上

年 月 日

排出事業者名

責任者

印